

京都市告示第255号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和6年7月2日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

こころ株式会社（代表取締役 田村 政江）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市右京区梅津北浦町2-8 スカイハイツ和新一F 東

3 事業所の名称

重症児デイサービスKOKO

4 事業所の所在地

京都市右京区梅津北浦町2-8 スカイハイツ和新一F 東

5 指定する事業の種類

児童発達支援・放課後等デイサービス

6 指定年月日

令和6年5月29日

7 事業所番号

2650700509

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）